

村上市監査委員公表第1号

平成28年度 財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成29年2月10日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

財政援助団体監査報告書

1 監査の期間 平成28年10月17日～平成29年 1月30日

2 監査実施団体及び期日

平成27年度に交付した補助金、交付金、負担金の被補助団体を対象とし、次の団体について監査を実施した。(法令によるものや、他の地方公共団体等を含めて構成している団体への負担金を除く。)

監査実施団体（補助金等の名称）	書類監査・聴取実施期日
村上地区文化協会（村上市文化芸術事業補助金）	11月21日
荒川地区文化協会（村上市文化芸術事業補助金）	
神林地区文化協会（村上市文化芸術事業補助金）	
村上市朝日地区文化協会（村上市文化芸術事業補助金）	
山北文化協会（村上市文化芸術事業補助金）	
祭屋台等製作修理技術者研修会村上大会実行委員会 （祭屋台等製作修理技術者研修会村上大会実行委員会負担金）	
長坂・遠矢崎区（村上市除排雪自主活動補助事業補助金）	
間瀬集落（村上市除排雪自主活動補助事業補助金）	
新潟県厚生農業協同組合連合会村上総合病院 （村上市医療施設等設備整備費補助金）	
脇川集落自治会（村上市集会施設整備事業補助金）	
田端町区町内会（村上市集会施設整備事業補助金）	

3 監査の場所

村上市役所 監査委員室

4 監査の方法

平成27年度に財政援助をした団体についての資料を所管課から提出させた。

提出資料件数は補助金、交付金で197件、負担金で33件であったが、この中から前出の補助金10件、負担金1件を抽出して監査を行った。

監査の内容は、市補助金等交付規則による交付申請及び事業実績報告等の事務処理が適正に行われ、かつ補助金等が交付目的に沿って適正に支出されているかなどについて、関係書類の点検を行い、必要に応じ、所管課職員の出席を求め業務内容等の説明を受けた。

5 監査の結果

①共通事項

○補助金等の申請等について

各団体とも、補助金等の交付申請書及び事業実績報告書等の関係書類は、市補助金等交付規則に定められたとおり適正に事務処理が行われており、概ね良好であった。

②個別事項

○荒川地区文化協会

領収書の記載に不備等がみられたので、領収書等証拠書類の適切な処理を行うよう改善されたい。

補助金交付要綱に沿わない補助対象外経費が補助対象経費として計上されており、団体より返還されていた。所管課においては、補助金額確定の前に十分な審査を行い、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

○村上市朝日地区文化協会

補助金実績報告書に添付されている収支決算書に誤りがあった。補助金額の変更は生じなかったが、所管課においては、十分な審査を行い、適切な指導に努めていただきたい。

○村上市集会施設整備事業補助金

補助対象となる整備事業の区分が明記されない申請書類のため、また補助金確定通知も合算した補助金額で明示されていることから、各々の整備事業の補助対象額が確認できない。整備事業ごとに上限額が異なることから、整備事業ごとの補助金額がわかるよう様式の変更等検討していただきたい。